

## 令和7年度 下妻市浄化槽設置事業費補助金の申請手続きについて

令和7年4月1日(火)から受付を開始します。(原則、受付は先着順とします。但し、単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去費及び配管工事費補助については、令和7年4月7日(月)時点で予算枠を超えた場合、抽選を実施します。)

### 《手続きの流れについて》

#### 1. 補助要件の確認



#### 2. 排水(放流)先の管理者等の同意



#### 3. 浄化槽明細書 又は 浄化槽設置届出書 提出



#### 4. 補助金交付申請書提出



#### 5. 市から補助金交付決定通知 を送付



#### 6. 浄化槽設置工事着工



#### 7. ○工事完了届兼完成検査願 ○実績報告書 ○浄化槽使用開始報告書 を市生活環境課へ提出



#### 8. 完成検査を実施



#### 9. 市から ○完成検査済証 ○補助金交付額確定通知書 を送付



#### 10. 補助金交付

#### ○補助要件

- (1)設置場所が下水道認可区域外(令和7年4月1日現在)であること
  - (2)設置される浄化槽が環境配慮型浄化槽であること
  - (3)本人及び生計を一にするものに市税の滞納がないこと
  - (4)補助金交付決定時点において設置工事未着工であること
  - (5)汚水処理未普及解消につながるものであること
- ※不明点がある場合はお問い合わせください。

○排水側溝・都市下水路等に放流する場合は管理者の、流末に水利権がある場合は水利権者の許可(同意)が必要です。※市建設課で確認できます。

○浄化槽明細書(建築確認を伴う場合)→ 指定確認検査機関等

○浄化槽設置届(既存建物において単独処理浄化槽・くみ取り槽から転換する場合)→ 市環境課

○市環境課に補助金交付申請書を提出してください。

#### 【申請書 添付書類】

- (1)設置場所の案内図、住宅の平面図及び排水系統図
- (2)浄化槽明細書・建築確認書の写し、又は浄化槽設置届出書の写し
- (3)保証登録証(市町村用)
- (4)国庫補助指針適合登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (5)浄化槽構造図(認定シート)
- (6)工事費見積書及び工事請負契約書の写し
- (7)環境保全に関する誓約書の写し
- (8)住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書(任意様式)
- (9)公共排水路等への接続についての管理者等の同意書  
又は浄化槽放流水の敷地内処理装置に関する書類
- (10)燃除去装置を付加する場合は、県の認証を受けたことを証明する書類
- (11)浄化槽設備土の免状の写し
- (12)単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去費用補助申請を伴う場合は現に使用していることを証明する書類(写真)及び撤去処分費用見積書、宅内配管工事費用補助申請を伴う場合はその工事費用見積書
- (13)浄化槽維持管理に関する誓約書(申請者自署)
- (14)その他、市長が必要と認める書類

#### ○【実績報告書 添付書類】

- (1)法第7条検査納付証明書写し  
(法定検査申込の郵便振替払込受付証明書)
- (2)工事写真 ※写真脇に工事状況を記入すること
- (3)工事完成平面図(竣工図)
- (4)工事請求書又は領収書の写し  
※単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去費用及び宅内配管工事費用の補助金交付申請を伴う場合は、浄化槽本体の設置工事費とは別に、それぞれの費用ごとに作成してください。
- (5)施工状況チェックリスト
- (6)補助金交付請求書
- (7)浄化槽使用開始報告書(3部)
- (8)浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書(標準契約書)の写し
- (9)単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去処分費用補助金申請を伴う場合は、それぞれの撤去処分結果報告書、撤去工事写真、廃棄物マニフェスト(E票)、浄化槽使用廃止報告書
- (10)宅内配管工事費用補助申請を伴う場合はその工事写真
- (11)その他市長が必要と認める書類

## ＝ 留意事項 ＝

### 1. 申請手続きについて

- 浄化槽設置工事着工後に補助金交付申請をすることはできません。必ず、工事着工前に申請し、補助金交付決定を受けてから工事を行ってください。
- 単独処理浄化槽及びくみ取り槽からの転換の場合、単独処理浄化槽撤去費用・くみ取り槽撤去費用・宅内配管工事費用が上乗せで補助される場合があります。（それぞれ浄化槽設置費用とは別予算、先着順）  
その場合、通常の申請書類に加え、撤去・配管工事費用補助に関する申請書類の提出が必要となりますのでご注意ください。
- 補助申請内容を変更する場合（機種変更や工事期間の延期等）や、事業の中止・廃止をする場合、速やかに変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認を受けてください。  
※浄化槽変更届書の提出が必要な変更内容の場合、その写しを添付してください。
- すべての浄化槽設置工事が補助対象ではありません。別紙、補助金交付対象シートをご確認のうえ、申請してください。

### 2. 設置工事について

- 設置現場では建物の基礎、道路端から十分な距離を確保してください。
- 敷地が狭く、十分なスペースが確保できず建物や道路に接している場合及び湧水等が多い場合、土留め工事を行ってください。
- 浄化槽放流水の敷地内処理装置を設置する場合、以下の設置条件を考慮の上、工事を行ってください。
  1. 日照・通風が良好で、雨水等が流入する恐れがないか又は恐れのないような措置を講じた場所。
  2. 地下水位が地盤面下 1.5m 以上、又は湿潤でない場所。
  3. 処理施設と他施設の外周間の距離は以下のとおりとすること。
    - ア 隣地境界まで 1 m 以上。
    - イ 建築物まで 1 m 以上。
    - ウ 井戸まで 30m 以上。（ただし、深井戸の場合 5m 以上とすることができる。）  
※その他、詳細については、茨城県 HP 掲載の「浄化槽からの放流水を敷地内で処理する場合の取り扱いについて」をご確認ください。
- 埋設は、基礎コンクリート打設後、十分な養生期間(S46 建設省告示の基準を目安)をとってください。  
※既製品の底盤を据え付ける場合、実績報告の際に仕様書（寸法・強度・材質等の証明）を添付してください。
- 浄化槽設置工事を行うには、県知事の登録を受ける必要があります。

### 3. 工事完了届、完成検査、実績報告について

- 工事等が完了したら、工事完了届兼完成検査願（様式第6号）及び実績報告書（様式第8号）、浄化槽使用開始報告書を提出してください。提出期限は工事等完了後 60 日以内、又は令和8年3月13日のいずれか早い日となります。
- 完成検査の立会いは任意となります。工事完了届提出時に立合いの有無を確認します。
- 完成検査は浄化槽が機能する状態で行います。  
（浄化槽の工事が完了しても、トイレ等の配管が浄化槽につながっていないと検査ができません）

# ≪ 補助額一覧 ≫

| 区分                      |                      |                                    | 補助額    |          |
|-------------------------|----------------------|------------------------------------|--------|----------|
| 霞ヶ浦流域地域外                | 通常型浄化槽<br>又は高度処理型浄化槽 | 専用住宅                               | 5人槽    | 332,000円 |
|                         |                      |                                    | 6～7人槽  | 414,000円 |
|                         |                      |                                    | 8～10人槽 | 548,000円 |
|                         |                      | 事業所等<br>(単独処理浄化槽またはくみ取り槽から転換の場合のみ) | 5人槽    | 332,000円 |
|                         |                      |                                    | 6～7人槽  | 414,000円 |
|                         |                      |                                    | 8人槽以上  | 548,000円 |
| 霞ヶ浦流域地域内<br>(高道祖字東原の一部) | 高度処理型浄化槽             | 専用住宅                               | 5人槽    | 360,000円 |
|                         |                      |                                    | 6～7人槽  | 462,000円 |
|                         |                      |                                    | 8～10人槽 | 585,000円 |
|                         |                      | 事業所等<br>(単独処理浄化槽またはくみ取り槽から転換の場合のみ) | 5人槽    | 360,000円 |
|                         |                      |                                    | 6～7人槽  | 462,000円 |
|                         |                      |                                    | 8人槽以上  | 585,000円 |

●専用住宅については、延床面積が140㎡を超える場合は7人槽、二世帯住宅（台所及び浴室が2ヵ所以上）の場合は10人槽の補助額を適用します。

●既築の建物に設置された既存の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換する場合は、単独処理浄化槽撤去処分費用の補助を上乗せします。（上限120,000円）

●既築の建物に設置された既存のくみ取り槽を合併処理浄化槽へ転換する場合は、くみ取り槽撤去処分費用の補助を上乗せします。（上限90,000円）

●既築の建物に設置された単独処理浄化槽又はくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換に伴い宅内配管工事を行う場合、上記の金額に宅内配管工事費用の補助を上乗せします。（上限300,000円）

※建築確認を伴う専用住宅の建替の場合は、単独処理浄化槽・くみ取り槽の撤去処分費用、及び宅内配管工事費用の補助は対象外となりますのでご注意ください。

●事業所等については、単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合のみ、補助対象となります。建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）に基づき、処理対象人員算定をしてください。

# ≪ 浄化槽設置工事写真例 ≫

| 写 真 の 種 類                     | 撮 影 の ポ イ ン ト                                                                   |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 工事着手前                      | 浄化槽設置場所で浄化槽設備士が浄化槽工事業者登録票又は届出票を掲げている状況を撮影する。                                    |
| 2. 掘削状況                       |                                                                                 |
| 3. 床堀完了                       | スケールを用い、長さ・幅・高さがわかるよう撮影する。                                                      |
| 4. 砕石敷均し・転圧                   |                                                                                 |
| 5. 砕石厚み確認                     | スケールを用い、砕石の厚みがわかるよう撮影する。                                                        |
| 6. 底盤コンクリート型枠・配筋              | 底盤工事の状況を示す写真を撮影する。その際、スケールを用い、底盤コンクリートの長さ・幅・厚みがわかるよう撮影する。<br>※既製品の場合、据付状況を撮影する。 |
| 7. 底盤コンクリート出来形検測              |                                                                                 |
| 8. 浄化槽本体の写真                   | 浄化槽の型式がわかるよう撮影する。                                                               |
| 9. 本体据付・水平確認                  | 水準器等を用い、水平が確認できるように撮影する。                                                        |
| 10. 水張り状況                     | 水張りの際、ホースも写るように撮影する。                                                            |
| 11. 埋め戻し・水じめ                  | 水じめの際、ホースも写るように撮影する。                                                            |
| 12. 上部砕石転圧・埋め戻し完了             |                                                                                 |
| 13. 上部スラブコンクリート<br>型枠・配筋      | 鉄筋の直径、配筋の間隔を示して撮影する。                                                            |
| 14. 上部スラブコンクリート<br>出来形検測・厚み確認 | スケールを用い、長さ・幅・厚みがわかるよう撮影する。                                                      |
| 15. 嵩上げ状況                     | スケールを用い、嵩上げの高さがわかるように撮影する。                                                      |
| 16. ブロワー設置状況                  |                                                                                 |
| 17. 工事完了                      |                                                                                 |
| 18. 放流先の状況                    | 放流先と配管の接続状況がわかるように撮影する。                                                         |

※写真脇に、工事状況を明記すること。

※敷地内処理装置を設置する場合、次の写真を添付すること。

1. 施工前の写真（敷地の概要がわかること。）
2. 施工中の写真（工事状況及び処理施設の構造が確認できること。）
3. 施工後の写真（浄化槽と一緒に写しても可。）

【浄化槽設置工事 提出写真例】

1. 工事着手前



2. 掘削状況



3. 床掘完了



4-①. 砕石敷均し



4-②. 転圧



5. 砕石厚み確認



6. 底盤コンクリート型枠・配筋



7-①. 底盤コンクリート出来形検測



7-②. 既製品の底盤コンクリート設置の場合



8. 浄化槽本体の写真



9. 本体据付・水平確認



10. 水張り状況



11. 埋め戻し・水じめ



12. 上部砕石転圧・埋め戻し完了



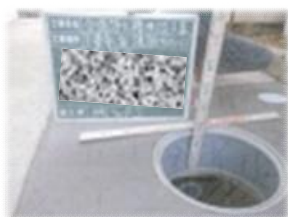
13. 上部スラブコンクリート型枠・配筋



14. 上部スラブコンクリート出来形検測・厚み確認



15. 嵩上げ状況



16. プローブ設置状況



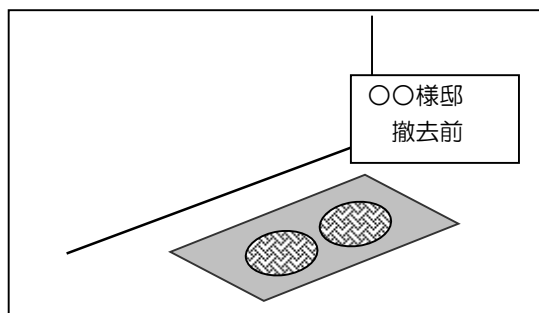
17. 工事完了



18. 放流先の状況



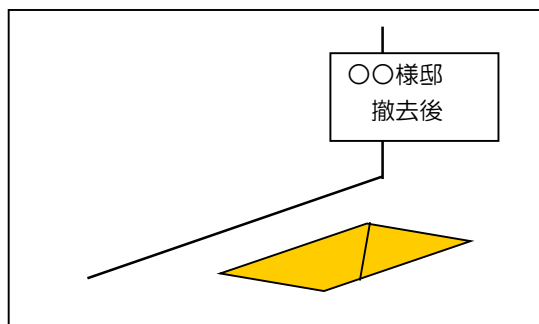
## 《単独処理浄化槽・くみ取り槽撤去処分の写真例》



### 【掘り出し前の写真】

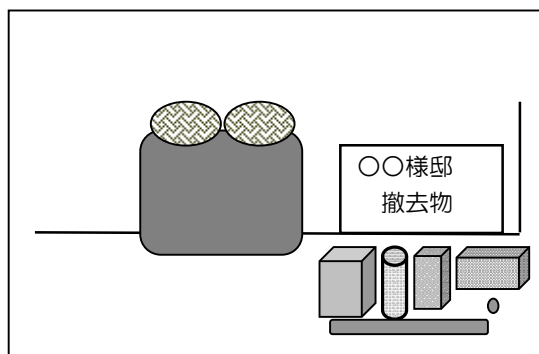
既存の単独処理浄化槽・くみ取り槽をすべて撮影してください。

※補助金交付申請時に提出してください。



### 【掘り出し後の写真】

単独処理浄化槽・くみ取り等の撤去跡が写るよう撮影してください。



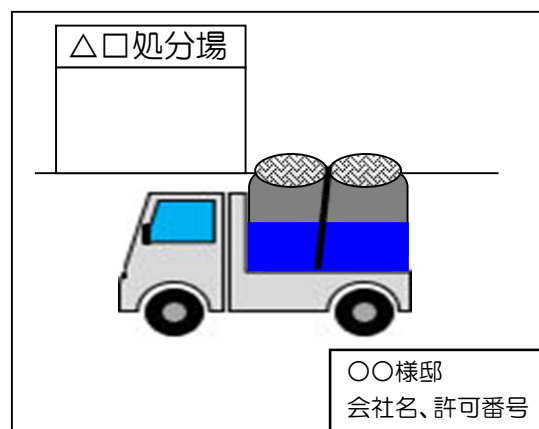
### 【撤去物(浄化槽、ガラ等)の写真】

撤去した浄化槽本体のほか、コンクリートガラ等も含めて撮影してください。



### 【撤去物の積込状況の写真】

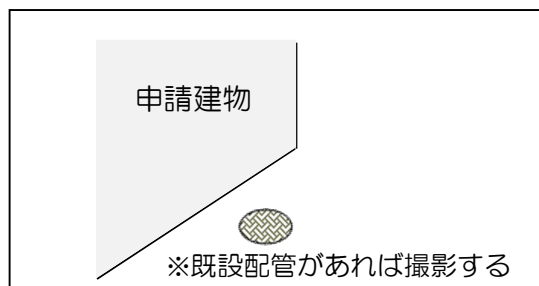
車両に積んだ撤去物(浄化槽、コンクリートガラ等)、車両記載の会社名、許可番号、登録ナンバー等が写るように撮影してください。



### 【処分場への搬入状況の写真】

車両に積んだ撤去物(浄化槽、コンクリートガラ等)、車両記載の会社名、許可番号、登録ナンバー等のほか、処分場の名称、許可番号等が写るよう撮影してください。

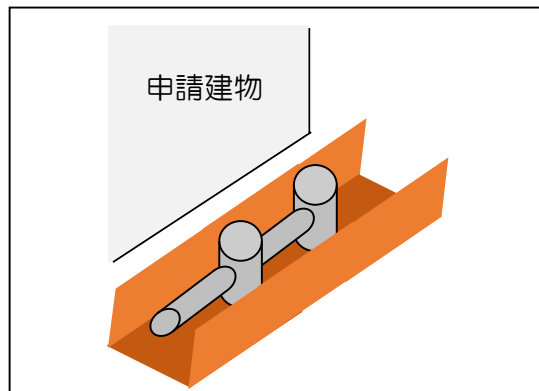
## 《宅内配管工事の写真例・配管平面図例》



### 【工事前の現況写真】

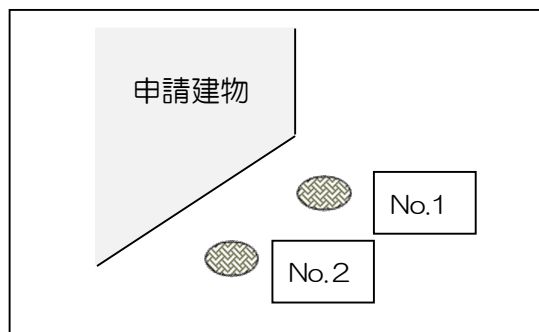
配管敷設工事を行う箇所の工事着工前（掘削前）の現況写真を撮影してください。

※補助金交付申請時に提出してください。



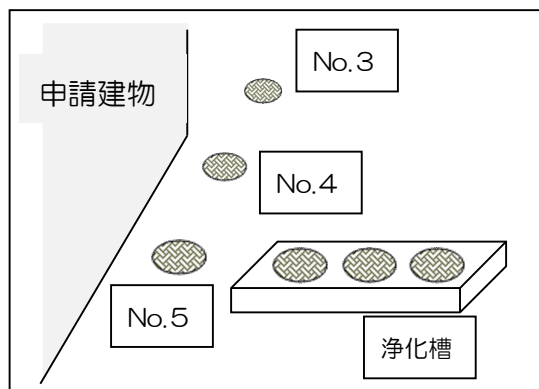
### 【掘削及び配管敷設状況の写真】

掘削および配管敷設後、埋め戻しをする前の写真を撮影してください。



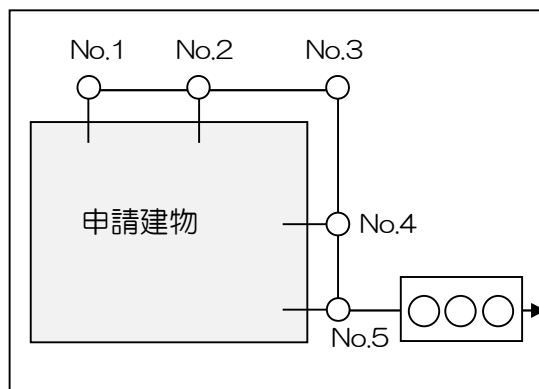
### 【配管敷設工事完了後の写真①】

各マスに配管平面図記載の番号を示してください。



### 【配管敷設工事完了後の写真②】

最終マスは浄化槽本体を含めて撮影してください。



### 【配管平面図例】

識別のためのマスの番号を示してください。

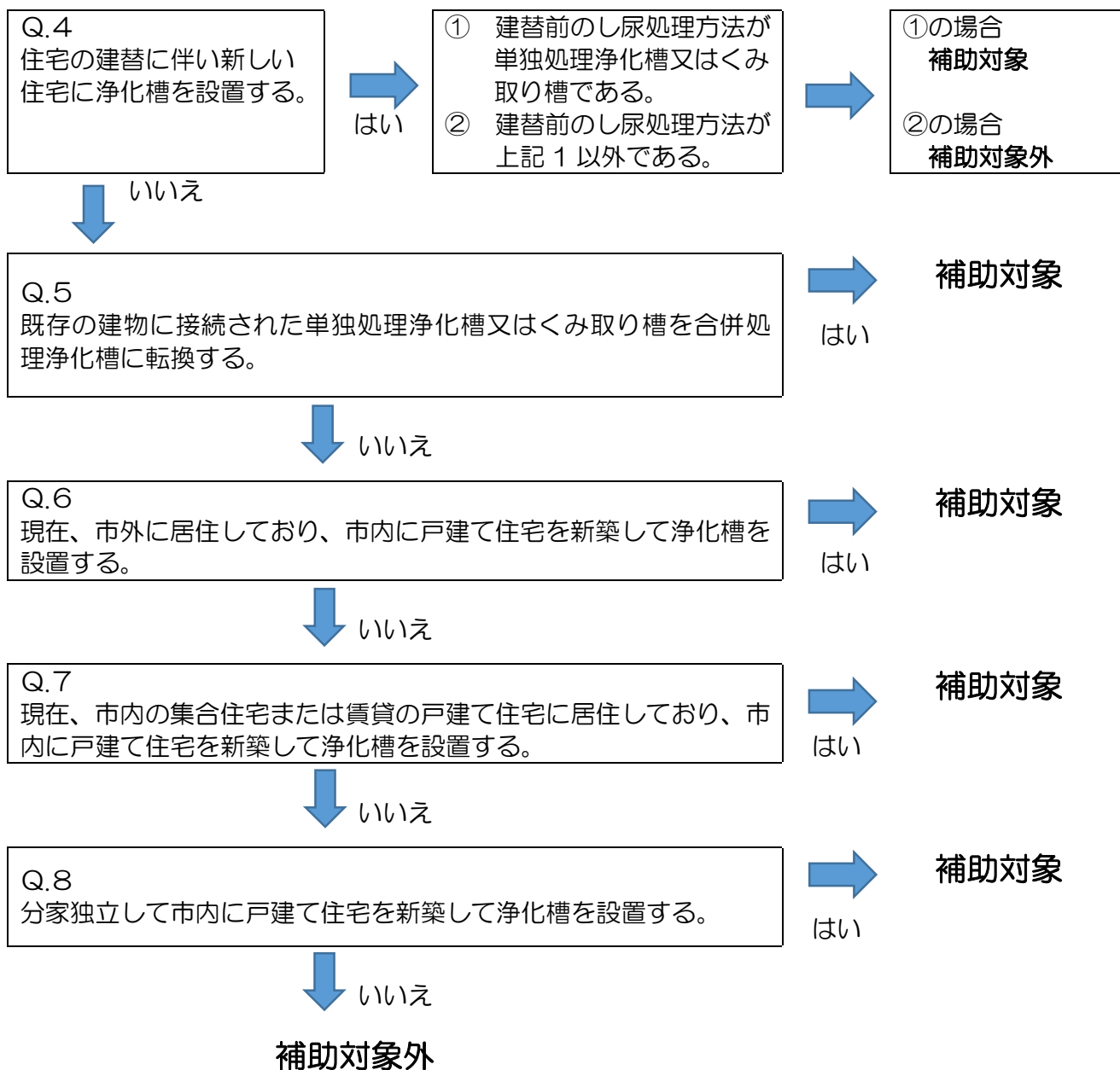
※工事写真に示したマスの番号と一致させてください。

既設管を利用する場合は、破線で記載するなど新設管と区別できるようにしてください。

## 下妻市浄化槽設置事業費等補助金交付対象確認シート（専用住宅の場合）

|     |                                                                       |        |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|--------|
| Q.1 | 浄化槽を設置する建物は専用住宅である。（小規模店舗等を併設したものについては、住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上であるものを含む。） | はい・いいえ |
| Q.2 | 浄化槽を設置する場所は、令和7年4月1日時点において下水道認可区域外である。                                | はい・いいえ |
| Q.3 | 販売又は譲渡を目的とした専用住宅への浄化槽設置ではない。                                          | はい・いいえ |

Q.1～3のいずれかが「いいえ」の場合は補助対象外。すべて「はい」の場合、Q.4へ進む。



## 下妻市浄化槽設置事業費等補助金交付対象確認シート（事業所等の場合）

|     |                                              |        |
|-----|----------------------------------------------|--------|
| Q.1 | 浄化槽を設置する建物は事業所等である。                          | はい・いいえ |
| Q.2 | 浄化槽を設置する場所は、令和7年4月1日時点において下水道認可区域外である。       | はい・いいえ |
| Q.3 | 既存建物に接続されている既設污水处理施設は、単独処理浄化槽または汲み取り槽である、    | はい・いいえ |
| Q.4 | 建物の建替はせず、既設の建物の単独処理浄化槽または汲み取り槽を合併処理浄化槽に転換する。 | はい・いいえ |

Q.1～4のすべてが「はい」の場合、補助対象。